

新湯治・ウェルネスに係る温泉管布設等の基本計画策定委託業務仕様書

第1章 総 則

1 業務名

新湯治・ウェルネスに係る温泉管布設等の基本計画策定委託業務

2 目 的

本業務は、本市では「滞在型ウェルネス観光」の中核を担う研究・実践拠点施設（以下、「拠点施設」という。）を計画しており、温泉を安定的かつ効果的に供給するための整備を行う予定である。これに伴い、泉源施設から拠点施設までの温泉給湯ルート（約1.3 km）の計画を本業務で行うものとし、安定的な温泉供給を実現するため、給湯ルートの平面計画、関連施設の配置計画、構造の検討、および維持管理計画等の基本計画を策定することを目的とする。

3 業務対象範囲

本業務の対象範囲は別紙位置図の示す範囲とする。

4 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、関係法令に準拠して行うものとする。

5 疑 義

本仕様書に明示されていない事項、あるいは作業過程において疑義が生じた場合は委託者（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）が協議するものとする。

6 提出書類

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに下記の書類を提出し、発注者の承諾を得なければならない。又、これを変更する場合も同様とする。

- （1）業務計画書
- （2）管理技術者、照査技術者及び担当技術者選任通知書
- （3）業務工程表
- （4）その他発注者が指定する書類等

7 配置予定技術者

（1）管理技術者

ア 平成28年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、国又は地方公共団体が発注した、温泉管（国又は地方公共団体が管理することを前提とした、温泉を給湯するた

めの管をいう。)を布設するための基本計画(温泉管の新規布設に伴う概略設計に関することをいう。)の策定に関する業務の履行実績を有する者。

イ 3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。

(2) 照査技術者

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に規定する総合技術監理部門(選択科目:上下水道-上水道及び工業用水道、又は選択科目:応用理学-地質)、又は上下水道部門(選択科目:上水道及び工業用水道、下水道)、又は応用理学部門(選択科目:地質)の登録を受けている者。

イ 3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。

8 資料の貸与

本業務に必要な資料のうち発注者が所有するものについては貸与するが、受注者は貸与資料について責任をもって管理し、作業終了後速やかに返却しなければならない。

9 必要事項の補充

本業務の実施にあたり、本仕様書に明記されていない事項で目的遂行上必要と考えられる事項について、受注者は発注者に提案することができる。発注者は受注者の提案を受け、その扱いについて協議を行うものとする。

10 秘密の保持

受注者は、本業務によって知り得た秘密は第三者に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

11 土地への立ち入り

本業務のため、やむを得ず私有地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ土地所有者の承諾を得て行うものとし、占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。土地所有者・占有者への連絡や承諾取得等に際して、受注者は発注者に事前に連絡し、発注者の指示を踏まえて行動する。

12 再委託

(1) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。ただし、本業務の主たる部分は、再委託してはならない。

(2) 受注者は、前号の承諾を得る場合は、当該再委託の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面(契約書等)を発注者に提出しなければならない。

13 著作権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任

を負わなければならない。ただし、上記対象となる履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

1.4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月25日までとする。

第2章 業務概要

1 業務の内容

(1) 既存資料の整理と現地調査

発注者側から提供された既存資料を収集し、予定している給湯ルート及びその周辺の関連施設等の現地調査を行い、基本計画策定に必要な基礎資料を整理する。

(2) 給湯方法の検討

温泉を供給する泉源施設等から拠点施設までの給湯方法を検討するものとする。通常の温泉管を布設、及び輸送車を使用した方法など現地の状況に応じて、それらの導入の可能性について評価し、最適な給湯方法を提案する。

(3) 温泉管布設計画の概略設計

温泉給湯施設から拠点施設への温泉供給に最適な給湯ルートを検討し、そのための温泉管の布設を伴う配管計画の概略設計を行う。概略設計の作業内容は、主に以下のとおりとする。

ア 図面作成（概略）

- ① 計画平面図
- ② 計画縦断面図
- ③ 計画標準断面図

イ 市道、および山腹の急傾斜地における配管の布設方法の検討

ウ 現況の地形に応じた概略の勾配計算

(4) 中継施設および貯湯施設の配置計画に関する検討

拠点施設までの高低差に対応するため、上り勾配に対して温泉を圧送する必要がある。そのため、適切な圧力を確保するための設備（圧送ポンプや中継タンクなど）の配置計画の検討を行う。なお、この作業内容は以下のとおりとする。

ア 中継施設の検討

- ① 貯湯タンクの配置位置と容量
- ② 圧送ポンプの配置位置と規模
- ③ 電源供給設備の検討
- ④ メンテナンス用設備の検討

イ 供給施設（泉源等）からの接続に関する検討

(5) 温泉スケールの対策方法に関する検討

現地の温泉成分により温泉スケールが発生し、給湯設備の機能に悪影響を及ぼす恐れ

があるため、その対策方法を提案し、運用中のトラブルを最小限に抑えるための検討を行う。

2 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時 1 回、中間時 2 回、成果品納品時 1 回の計 4 回を標準とする。

なお、業務の過程において必要が生じた場合は発注者及び受注者が承諾のもと適宜、打合せ協議を行うものとする。

3 報告書作成

本業務にて、調査結果、検討経緯及び検討結果を明確にとりまとめ、報告書を作成するものとする。

なお、報告書のまとめ方については発注者と適宜、協議を行い決めるものとする。

第3章 成果品及び検査、その他

1 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書 2 部

本仕様書に基づき調査及び検討した結果をまとめ、以下の条件で委託業務の報告書を作成するものとする。

ア 種類

製本版（A 4 縦）と電子媒体版の 2 種類とする。

イ 構成等

（ア）表紙は「新湯治・ウェルネスに係る温泉管布設等の基本計画策定委託業務」とする。

（イ）本文の文字は 11 ポイント、BIZ UD 明朝 Medium、横書きを基準とする。大項目はフォントサイズ・文体を工夫して、見やすい報告書作成に努めること。

（ウ）製本版は、正・副の 1 部ずつとし、A 4 サイズ縦、両面印刷とする。ただし、イメージ図、図表、写真画像等カラー表現が望ましい箇所はカラー印刷すること。

(2) 電子データ（CD-ROM） 2 枚

電子媒体版は、製本版の報告書と同一の内容とし、マイクロソフト社製の Word、Excel、PowerPoint の各ソフトを用いて作成すること。また、報告書全体を一つの PDF ファイルにしたものを併せて作成すること。

（3）その他発注者と受注者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの。

2 検 査

発注者は、本業務完了後成果品の検査を行い、業務内容に適合しないと認められた場合、または成果品に誤りがあるときは、受注者は速やかに発注者の指示に従い修正しなければ

ならない。

なお、業務完了後、受注者の責務に帰すべき事由により不良箇所が認められた場合は、速やかに訂正や補足等、適切に対応するものとし、これに係る経費は受注者の負担とする。

3 その他

成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずにこれを公表あるいは貸与してはならない。

位置図

